

【平成28年度】

山形県雇用対策協定
に基づく事業計画

【山形県・山形労働局】

平成28年度 山形県雇用対策協定に基づく事業計画

目次

1	正社員雇用の拡大	P 1
2	若者の県内定着・回帰の促進	P 2
3	女性の活躍推進	P 4
4	高齢者・障がい者の活躍の促進	P 6
5	良質な雇用の創出、人材の確保・育成	P 8
6	働き方改革の推進	P 10
7	県と労働局の協力	P 11

この事業計画は、「山形県雇用対策協定」第2条に基づき、山形県及び山形労働局が、協定の目的を達成するために連携して実施する具体的な取組み、実施方法及び数値目標を定めるものである。

1 正社員雇用の拡大

(1) 方針

正社員求人を積極的に確保するとともに、非正規雇用労働者の正社員転換等による正社員雇用の拡大と待遇改善を促進する。

(2) 基本業務

- 正社員就職・正社員転換・待遇改善を希望する者への支援
- 正社員採用・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を図る企業に対する支援

(3) 実施する業務

【共同】

- 事業主団体等への要請による正社員採用・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の機運の醸成

【山形県】

- 研修やキャリアカウンセリング等非正規若年労働者の正社員化に向けた総合的支援
- 山形労働局が開催する正社員転換・働き方改革等推進会議への参画

【山形労働局】

- ハローワークによる正社員求人の確保、正社員に特化した就職面接会・企業説明会等の開催
- 正社員就職に向けた担当者制によるマッチング強化
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進
- 山形県正社員転換・待遇改善実現プランの実施
- キャリアアップ助成金の活用による待遇改善・職業能力開発の推進
- 正社員転換・働き方改革等推進会議の開催

《目標（指標）》

- | | |
|---------------------------|---------|
| ○ハローワークが受理した正社員求人数（年度計） | 41,611人 |
| ○ハローワークの紹介による正社員就職件数（年度計） | 11,165件 |

2 若者の県内定着・回帰の促進

(1) 方針

相談対応・情報提供の充実、働きやすい職場環境の整備等により若者の県内定着・回帰を促進する。

(2) 基本業務

- 新規学卒者の就職支援
- U I ターン就職の促進
- 一体的実施事業（トータル・ジョブサポート）における支援の強化
- ニート等の職業的自立への支援

(3) 実施する業務

【共同】

- 若者就職支援センター（ジョブカフェ）による就職支援、安定雇用の実現
- 学生向け企業説明会、就職面接会の共同開催
- 県と労働局の連携によるインターンシップの促進
- やまがた産業・企業・就職ガイダンスの開催
- 高校就職問題検討会議の開催
- 高等学校就職指導連絡会議の開催
- 「山形若者就職促進会議（仮称）」の開催
- トータル・ジョブサポートにおけるワンストップ相談窓口の運営
- 若者サポートステーション事業の実施

【山形県】

- 若者就職支援センターによる在学者に対するカウンセリング等の支援
- 山形労働局が開催する新卒者等就職・採用応援本部会議への参画
- Uターン情報センターにおける相談対応、情報提供
- 連絡先登録者に対する県内企業・就職情報等の直接提供
- 就職情報サイトによる県内企業・就職情報の提供
- 面接受験時の交通費助成等
- 「やまがた21人財バンク」によるマッチング支援
- 首都圏の大学等との連携による、本県出身学生の県内企業への就職促進
- 大学等と県内企業との情報交換会の開催
- やまがた産業セミナーの開催

【山形労働局】

- 新卒者等就職・採用応援本部会議の開催

- 若者雇用促進法に基づく、①新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定制度（ユースエール認定）等の着実な実施
- 若者雇用促進法に基づく事業主等指針の周知
- 全国ネットワークを利用した、県外の求職者に対する県内就職に係る求人情報提供、職業相談・紹介、イベント情報の発信
- 山形県が開催する大学等と県内企業との情報交換会への協力
- 山形県が開催するやまがた産業セミナーへの協力
- 若者サポートステーションとハローワークが連携した就職支援

《目標（指標）》

- トータル・ジョブサポートにおけるチーム支援者のうち、
「45歳未満の若年者等」の就職者数 325人以上
- Uターン情報センター利用者の就職者数 50人

3 女性の活躍推進

(1) 方針

男女の雇用機会の均等、仕事と家庭の両立の支援、ひとり親家庭の自立、マタハラ対策等により女性の活躍を推進する。

(2) 基本業務

- 一体的実施事業(マザーズジョブサポート)における支援体制の充実・強化
- 「女性活躍推進法」の周知・広報
- 女性のライフステージに対応した活躍支援
- ひとり親に対する就業対策の強化
- 仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進
- 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等の防止策強化

(3) 実施する業務

【共同】

- マザーズジョブサポート山形におけるワンストップ相談窓口の運営
- マザーズジョブサポート山形による各地域での出張相談会の開催
- 就職面接会等の開催

【山形県】

- マザーズ・コンシェルジュによる仕事と家庭の両立に関する総合相談、保育制度等に関する情報提供、各種セミナーの開催、託児サービスの提供
- 公共職業訓練における託児付職業訓練の実施
- 女性労働者の雇用環境の改善に向けたアドバイザーの派遣
- ひとり親家庭に対する相談・支援の連携拠点の設置
- ひとり親家庭の親が就労に有利な資格取得のため養成機関に入学する場合の入学準備金の貸付、生活費・家賃の支援
- 山形いきいき子育て応援企業の登録・認定、各種奨励金の交付等による取り組み支援

【山形労働局】

- 各ハローワークのマザーズコーナー等における職業相談・紹介の実施
- 女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画の策定等に係る周知及び認定に向けた働きかけ
- 中小企業に対する一般事業主行動計画の策定支援
- 女性活躍加速化助成金の活用促進
- 「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進

- 出産・育児等によるブランクがある女性に対する職業訓練への誘導・あっせん
- 求職者支援訓練における短時間訓練コースや託児サービスの新設
- NPO法人等の関係機関や地方公共団体と連携して実施する就職支援
- 児童扶養手当現況届提出時のハローワークの臨時相談窓口の設置
- ひとり親に対する職業訓練への誘導・あっせん機能を強化
- 仕事と育児・介護の両立支援制度の周知、広報、事業主に対する助成金制度の活用促進
- 男性及び非正規雇用労働者の育児休業取得促進、一般事業主行動計画の策定、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけ
- 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い等について、県等の地方公共団体と連携した未然防止に向けた効果的な周知・啓発及び迅速・厳正な行政指導の実施

《目標（指標）》

○マザーズジョブサポート山形における

- ・ チーム支援対象者数 180人
- ・ 就職者数 120人

○マザーズコーナーにおける支援対象者就職率 87.9%以上

4 高齢者・障がい者の活躍の促進

(1) 方針

労働人口が減少する中で、高齢者の就業機会の確保と、意欲ある障がい者の雇用促進を図る。

(2) 基本業務

- 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
- 障がい者等の活躍促進

(3) 実施する業務

【共同】

- 福祉人材確保推進協議会（WECやまがた）及び介護職員サポートプログラム推進会議の開催
- 障がい者を就業と生活の両面から一体的に支援する障害者就業・生活支援センターの運営

【山形県】

- シルバー人材センター及び連合会の運営・事業に対する支援
- 山形労働局が開催する高齢者就労促進連絡会議への参画
- 障がい者などの就職困難な求職者に対する職業訓練の実施
- 障がい者雇用優良事業主認定制度の実施、障がい者職業訓練受入企業の開拓
- 特別支援学校への就職支援コーディネーターの配置、実習・就労先の開拓のための事業所訪問の実施等による、就労希望者一人ひとりに応じた就労先の確保
- 障がい者雇用促進セミナーの開催
- 障がい者雇用ハンドブックの作成
- 自立支援協議会の開催
- 山形労働局が開催する発達障がい者就労支援連絡協議会への参画

【山形労働局】

- 高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者雇用安定助成金の活用促進
- 生涯現役起業支援助成金の活用促進
- シルバー人材センターによる高年齢者あて就業機会提供の取組支援
- 高齢者就労促進連絡会議の開催
- 雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る助言、指導、制度の周知等

- 障害者就業・生活支援センターとの連携による職場定着の推進
- ハローワークのマッチング機能強化による障害者雇用の推進
- 医療機関や発達障害者支援センター、大学等との連携体制強化、難病患者就職サポーターによる難病相談・支援センターへの出張相談等就労支援推進
- 発達障がい者就労支援連絡協議会の開催
- 山形県が開催する自立支援協議会への参画

《目標（指標）》

○ハローワークの紹介による障がいの者の就職件数

808 件

5 良質な雇用の創出、人材の確保・育成

(1) 方針

地域における質の高い雇用の場の創出・確保と人材育成対策を講じることに
より、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出す。

(2) 基本業務

- 先端・成長分野企業における人材確保・育成への支援
- 人材不足分野における人材確保等の支援
- 求人・求職のマッチングの強化
- 離転職者の就職に向けたスキルアップの支援
- 企業等在職者のスキルアップの支援

(3) 実施する業務

【共同】

- 県と労働局が連携して行う地方拠点強化税制の周知・広報による活用促進
- 福祉人材確保拡大協議会（WECやまがた）と山形県介護職員サポートプログラム推進会議の連携による支援策の推進
- 事業主団体等への要請による事業主自らが行う雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の機運の醸成

【山形県】

- 先端・成長分野の企業における（雇用創出を伴う）人材育成に対する支援
- 製造業における安定雇用の促進を目指すセミナー、企業説明会の開催、カウンセリングの実施等
- 介護福祉士修学資金、介護人材再就職準備資金等の貸付による有資格者の確保
- 建設業人材のスキルアップ支援、入職の促進、若手・女性従事者の大型車両免許取得に係る企業への補助
- 山形労働局が開催する建設雇用改善推進対策会議への参画
- 山形労働局が開催する地域ジョブ・カード運営本部会議への参画
- 県立職業能力開発施設における、技術動向や地域産業のニーズを踏まえた高度又は専門分野の職業訓練、公開講座の実施
- 民間教育訓練機関への委託による離転職者訓練の実施
- 山形労働局が開催する地域訓練協議会への参画
- 県立職業能力開発施設における職業訓練（新卒者、離転職者、向上訓練）の実施
- 認定職業訓練施設の運営等に対する助成

【山形労働局】

- 福祉人材センター、ナースセンター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地方公共団体と連携した潜在有資格者の掘り起こし、マッチング対策の強化
- 建設業団体や地方公共団体と連携した就職面接会等の開催による求人充足支援
- 職場定着助成金の活用促進（特に介護労働者雇用管理制度助成）
- 建設労働者確保育成助成金の活用促進（特に雇用管理制度コース）
- 建設雇用改善推進対策会議の開催
- 地域ジョブ・カード運営本部会議の開催
- 就業経験及び地域のニーズに応じた公的職業訓練へのあっせん
- 地域訓練協議会の開催
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進（再掲）
- キャリア形成助成金等人材育成関係助成金の活用促進による企業内の人材育成支援

《目標（指標）》

- ハローワークの紹介による介護・看護・福祉分野等職種への就職件数
3,000件／年
- ハローワークの紹介による建設分野の職種への就職件数
1,010件／年
- 職業訓練修了者の就職率
 - <公共職業訓練（修了3ヶ月後の就職率）>
 - ① 施設内訓練 80%以上
 - ② 委託訓練 70%以上
 - <求職者支援訓練（修了3ヶ月後の雇用保険適用就職率）>
 - ① 基礎コース 55%以上
 - ② 実践コース 60%以上

6 働き方改革の推進

(1) 方針

意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境の整備を推進する。

(2) 基本業務

- 働き方の見直しに向けた周知・広報
- ワーク・ライフ・バランスの普及拡大
- 過労死等防止対策の推進

(3) 実施する業務

【共同】

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、働き方の見直しに関する気運の醸成を図るための積極的な周知・広報

【山形県】

- 山形いきいき子育て応援企業の登録・認定、各種奨励金の交付等による取り組み支援（再掲）
- ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰等の実施
- 企業経営者のネットワーク「やまがた企業イクボス同盟」による社会気運の醸成と基盤整備
- やまがたワーク・ライフ・バランスリーディングカンパニー（先導的企業）の育成

【山形労働局】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業トップ等への働きかけ
- 年次有給休暇の取得促進、働き方・休み方の見直しに向けた周知・広報等の取り組み
- 女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画の策定等に係る周知及び認定に向けた働きかけ（再掲）
- 女性活躍加速化助成金の活用促進（再掲）
- 中小企業に対する行動計画の策定支援（再掲）
- 「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進（再掲）
- 過労死防止等の働きかけ

《目標（指標）》

- 「やまがた企業イクボス同盟」加盟企業数 170社

7 県と労働局の協力

(1) 大量雇用調整発生時の迅速な対応

地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、求人への要請などの再就職支援を実施する。

また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

(2) 情報の相互共有

雇用施策の推進に資する基本データについて、相互に提供し共有するとともに、随時の要請にも対応する。

(3) 周知・広報の連携

県・労働局それぞれが実施する雇用関係事業・施策について、共同で周知・広報を行う。